

2015年11月24日

宮城県知事

村井 嘉浩 殿

日本労働組合総連合会  
宮城県連合会（連合宮城）  
会長 小出 裕一

## 県政に関する要請書

貴職におかれましては、日頃より連合宮城の運動推進にあたりご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

東日本大震災から間もなく5年を迎えようとしています。宮城県の震災復興計画では再生期に入っていますが、未だに約6万人の県民が避難生活を余儀なくされている状況を踏まえれば住宅の再建や産業・雇用の回復などについては、計画通りとは言えない状況です。また、国の定める集中復興機関の終了により財源確保の課題が残るなかで復興・再生に向けて行政への負担などが懸念されます。

連合宮城は、地域経済と中小企業の活性化、働く人々の雇用安定と生活再生に向け、政策制度にかかわる専門委員会を設置し、要請事項を取りまとめましたので、以下の通り要請致します。

### 記

## I. 震災からの再生と健全な経済発展に向けた政策について

### 1. 地場企業の活用と地域産業の活性化

震災によって国内外の販路を失った企業が少なくないことに加え、今後も人口減少により国内市場は縮小を見込まれることから、自治体が中小企業の発展や雇用の維持・拡大に向け、県は地場産品や地場企業の積極的活用および販路開拓・拡大を希望する中小企業に対し支援を行うこと。また、宮城県が実施している中小企業向け支援事業については、積極的な情報発信を行うこと。

### 2. 被災者雇用の創出・被災地域産業の支援について

被災地で設置されている仮設商店街、仮設市場は、顧客離れや立地環境、人口減や人口流出などにより経営は苦戦を強いられている。水産業や製造業の再生に向け、復興特区制度を活用し、企業移転に対する支援も含めたロードマップを早急に示すこと。また、被災者の就労機会創出に向けて企業誘致や民間企業の被災者雇用に係る支援・助成について引き続き進めること。

### 3. 融資・貸付制度の見直しについて

宮城県は、生活に困窮する被災住民への住宅再建や、事業再建に必要な金融機関からの融資に対し、さらなる低金利での借換資金や事業資金を支援できるように国や金融機関に働きかけること。

### 4. 不正軽油の使用防止への対応について

宮城県内では、復興への嵩上げ工事などで多くの車両が走行しており、燃料が軽油であるバスやトラックなどの車両は、1リットルあたり32.1円の軽油取引税が課され、宮城県の財源となっている。しかしながら、いわゆる不正軽油を燃料として走行する車両が絶えず、宮城県でも抜き打ちの燃料油調査が実施されている。

今後も、軽油取引税の脱税行為を防止する観点から不正軽油の取締りを強化するとともに、税収は普通税となるが県道など道路整備へ積極的に活用すること。

## II. 社会保障・医療・教育に係わる政策について

### 1. 税・社会保障体制の整備について

- (1) 宮城県は、2016年1月のマイナンバー利用開始を見据え、地方自治体の税務行政体制の整備や担当職員の養成、個人情報保護条例の整備等をはかること。
- (2) 宮城県は、2018年より国民健康保険に係る財政運営の責任主体となることから、保険者機能の発揮や加入者の利便性を損ねることなく、円滑に県移行が進められるよう着実に環境整備を行うこと。

### 2. 公契約の下で働く労働者の公正な労働条件確保について

公契約における、労働者の労働環境等は、労働関係法令や個々の労使関係のみならず、地域の雇用や経済に影響を与えるとともに、公共工事・公共サービスの「質向上」にもつながる。

とりわけ被災地である宮城県においては、復興の加速化の意味からも、国の動きを待つだけでなく、地方自治体自らが主導的に行動すべきであり、法令遵守、適正な賃金、労働環境の整備を定めた公契約条例を制定すること。

### 3. 福祉医療政策について

- (1) 宮城県は、2025年の「地域包括ケアシステム」構築を着実に推進するための「地域医療構想」を、保険者協議会の意見を聴くだけでなく、被用者保険の加入者をはじめとする住民の意見を反映させたいうで策定すること。
- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職を防止し、地域の医療人材を確保するため、県は、早急に「医療勤務環境改善支援センター」を設置すること。

- (3) 宮城県は、ひっ迫している医療現場での安全確保をはかるために、看護職などの夜勤・交代制勤務における勤務間の十分なインターバル時間の確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などを早急に講じること。

#### 4. 雇用・教育政策について

- (1) 宮城県は、働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、カリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。
- (2) 宮城県は、いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を複数配置するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーをすべての小・中学校に常勤配置すること。

### Ⅲ. 安全で安心なインフラ整備に向けた交通・運輸政策について

#### 1. 交通関連法成立以後の取り組みについて

- (1) 交通政策基本法が成立・施行されたが、今後も交通運輸に係る団体と密に連携をとり、交通を担う人材の確保については、賃金・労働条件改善を踏まえた施策を行うこと。また、交通関連事業の基盤強化については、地域公共交通事業者の厳しい経営実態を踏まえ、公平・公正な環境を構築することを国に働きかけること。
- (2) 活性化再生法・都市再生特措法が改正され、今後、各自治体の取り組みに対する温度差が、地域間の大きな格差となることが懸念されることから、県指導による各自治体と一体となった取り組みを行うこと。
- (3) 駅やバスターミナル等の交通拠点整備にあわせ、誰でも利用しやすいコミュニティ施設となるよう行政施設の集約を行うこと。

#### 2. 「地域公共交通確保維持改善事業」の拡充について

2011年度からスタートした「地域公共交通確保維持改善事業」は様々な問題点が指摘されており、引き続き、「コミュニティバス導入に伴うガイドライン」通達の徹底を求めると共に、ガイドラインの内容充実を図ること。

#### 3. 営業用車両等の駐停車環境の整備改善について

- (1) 運送事業者は、違反車両を特定する業務が「民間委託」されて以降、配達のために車を止める行為について一定の配慮を求めると共に、事業者

として助手を配置するなど対策を講じている。運送事業者にとっては、安全な輸送を確保する観点からも駐停車スペースの確保は不可欠であり、具体的な駐車地域の選定などの道路環境の整備と「配達のために止める貨物車の行為」については除外すること。

- (2) トラック運転手は、業務の性質上車両を駐停車させ休息を取ることが健康確保と安全運行に向けて不可欠であることから、大型車の駐停車スペースの確保・整備を行うこと。

#### 4. 鉄道駅のバリアフリー化に伴う運用基準の緩和と財政支援について

バリアフリー法の適用対象駅を改め、乗降客層（年齢層・障害者比率）等によって柔軟な運用をはかること。また、地域自治体や利用者から要望がある駅や地方都市の高齢化対策や観光施設などのへの受け入れのための設備改善については、交通運輸事業者の設備改善負担軽減に向けた財政支援を行うこと。

### IV. 税制に係わる政策について

#### 1. 自動車関係諸税の軽減・簡素化

宮城県における自動車世帯保有率は、1.310 台と県民の移動手段として生活に欠かすことができない必需品となっており、自動車関係諸税は大きな負担となっている。このような、複雑化した自動車に課される関係諸税の軽減に向けて、宮城県として国に対し抜本的な軽減・簡素化の検討を求めること。

以 上